

# 平成21年5月21日より、裁判员制度がスタートします

## 裁判员制度とは・・・

国民のみなさんから選ばれた、裁判员の方々に刑事事件に参加していただき、裁判官と一緒に被告人が有罪か無罪か、有罪の場合はどのような刑にするか決めてもらう制度です。

沖縄県では2000人の裁判员候補者に平成20年11月～12月にかけて通知がされる予定です。

## 裁判员に選ばれるまで

各地方裁判所ごとに、管内の市町村の選挙管理委員会がくじで選んで作成した名簿に基づき、翌年の裁判员候補者名簿を作成します。

(うるま市から164人)

候補者へ名簿に搭載された旨を通知します。(同時に調査票も送付し就職禁止事由(警察官や自衛官など)や客観的な辞退事由などを調査します)

裁判员対象事件が起訴されます。事件ごとに裁判员候補者名簿から、くじにより裁判员候補者を選びます。(くじで選ばれる人数は事件により異なりますが、通常1件あたり50～100人程度となります)

選ばれた裁判员候補者へ裁判の6週間前までに「選任手続期日のお知らせ」と質問票を送付します。質問票の記載内容から辞退が認められる場合は裁判所へ行く必要はありません。

選任手続期日のお知らせで呼ばれた方は、裁判所で質問を受けていただき、最終的にその事件の裁判员が可能か判断します。

裁判员が可能と判断された方の中から、くじにより裁判员となる6人を選びます。



## 裁判员になると

- ①審理に出席  
裁判で証人や被告人の話などを聞きます。
- ②評議・評決  
有罪か無罪か、有罪ならどのような刑にするか決めます。
- ③判決宣告  
法廷で判決宣告に立ち合います。

## 裁判员の保護

### 不利益取り扱いの禁止

裁判员、補充裁判员、裁判员候補者であることを理由として、解雇その他の不利益な取扱いをすることの禁止

### 裁判员の情報非公開

裁判员、補充裁判员、裁判员候補者を特定する情報を公にすることの禁止

### 裁判员の氏名等漏えい禁止

検察官、弁護士、被告人が裁判员候補者の氏名等をもたらすことの禁止

### 請託・威迫の禁止

裁判员、補充裁判员への請託、威迫行為を禁止

### 裁判员への接触禁止

何人も当該事件に関し、裁判员、補充裁判员に接触することの禁止

詳しくは左記の裁判所または検察庁までお問い合わせください。

那覇地方裁判所事務局総務課

☎8555・3366(内線241)

那覇地方検察庁企画調査課

☎8355・9205

裁判员制度ウェブサイト

<http://www.saihanin.courts.go.jp/>

## 裁判员制度 Q & A

Q 仕事が忙しいんですが辞退できますか  
A 広くみなさんに参加してもらいたい制度ですから、裁判员は原則として辞退できません。ただ、70歳以上であるとか、学生さん、妊婦さん、重い病気やけがをしている方、経済上重大な不利益が発生するようなときなどは辞退できます。裁判に参加できないような理由があるときは、正直に裁判所に申し出てください。

Q 離島に住んでるんですが・・・  
A 沖縄で裁判员裁判が行われるのは「那覇地方裁判所」だけです。県内に住民票を置いている有権者でしたら、離島の方も裁判员や裁判员候補者に選ばれる可能性はあります。もちろん那覇までの交通費、航空運賃や船賃、必要があるときは宿泊費も支給されます。また、裁判员には日当(上限1万円)が支払われます。

Q 裁判员が参加するのはどのような事件ですか  
A 代表的なものをあげると、次のようなものがあります。殺人、強盗致死傷、傷害致死、危険運転致死、現住建造物等放火、身の代金目的誘拐、保護責任者遺棄致死等です。

Q 裁判员になるために仕事を休むことは認められますか  
A 裁判员となるために必要な休みをとることは法律で認められていますし、裁判员として仕事を休んだことを理由として、会社が解雇などの不利益な取扱いをすることは法律で禁止されています。

Q 裁判员になったことでトラブルに巻き込まれませんか  
A 裁判员の名前や住所などは公にはされませんが、評議の際にどの裁判员がどんな意見を述べたかは、明らかにされません。裁判员のみなさんの安全を確保するために、裁判员やその親族に対し、威嚇・脅迫行為をした者を処罰する規定が設けられています。なお裁判员やその親族に危害が加えられるおそれがあり、裁判员の関与が非常に難しいようなごく例外的な事件は、裁判员が加わらず裁判官だけで裁判を行う場合があります。